



! "#\$

%&

' () *+, -./01 -.01 23
4 5601)01 *+,!78 9 ;"#< !
%& "#\$

=>

? (@AB C D)EF+! G\$
@ H
I @ 'H J H(KLM@!NO#
PQF+ RSTU VWH
NLF+ VWH
NLF+ 01 01X VWH
' @(Y EZ)[\] I @(Y E+)[\] @^_H"#\$
? @`aI @)Qb('c C dQ!efg \$

hL

i j("#D)hL!k \$
*+, 01 *+,)lm
n opqr`ast opqr)uv`a9 hL
wxyz)[{ |} ~b•€ "#•,qr)uv`a9 hL
Efu„...† ‡^ % Š ‹ Œ•...†)9 hL
*+, Ž# •`a •)' '“ ” op•—')9 hL
~)™ *+, "#hL

::*+,

š)9 `a:;>!k œ• :;*+, ž:

;*+,ÿ \$! "#\$

' ::*+,(D)*+! ¡¢£¤"#\$

@

-./01@

R¥yzi\$ @

~)™ @^"© a•#«

? ;*+,*+@(@^<® -œ# \$
i ;*+,)~blm(°±c ² C ~)™"© ³´φ*+@^μ¶"# \$
š *+@)., ¹º q» ¼½(¾¿ ¼ ¹ºÀÁ!ÂÃC *+,Ä~ "#
< ^jÅ#\$
Æ ;*+,)KL()PQF+^k \$

::*+,)Ç¼KÈ
Æ ;*+,(D)KÈ!Ç¼"# \$
):: "#É©gKÈ
)ÊË ÄË "#KÈ
~)™*+@^:;*+,jÇ¼^"©ª•#KÈ

R¥yzPì*+,
íîï®œœ•ÐÑ!Ò `aÓÔ"#œ•)R¥yzPì*
+, žPì*+,ÿ \$! "#\$
R¥yzPì*+,Õ ÖxØ³•ÙÚ
R¥yzPì*+,Û ÖxØ³•ÙÚ
R¥yzPì*+,Ü Ýþyz
R¥yzPì*+,ß àáyz
Pì*+,)*+(R¥â„ãäQ^åæC @)çªè @^*é"# \$
Pì*+, *+@! G\$*+@(*+)[\] @^êQ"# \$
Pì*+,(Ò `aÓÔ)ëì!Y !k *+, •€Cgí®îg

]g \$:Ú› j φ(ĩđ~•#\$
Pì*+,)*+)Qb(c C dQ!efg \$œñC ò+!ó´œô3)õ
ò)*+)Qb(öQ«)÷Qbø "# \$

*+,
ù *+, -./01 -.01 23 4 5601)
01 *+,`aPì*+, Cφ(ĩđ~•# ~ ú \$

~)™
û <) ~•#))ü\)hL "©gKÈ(ĩ ~•#\$

)ýþ
<))ýþ(ÿ EZ,)¼! φ @^Ä~"# \$

- ±

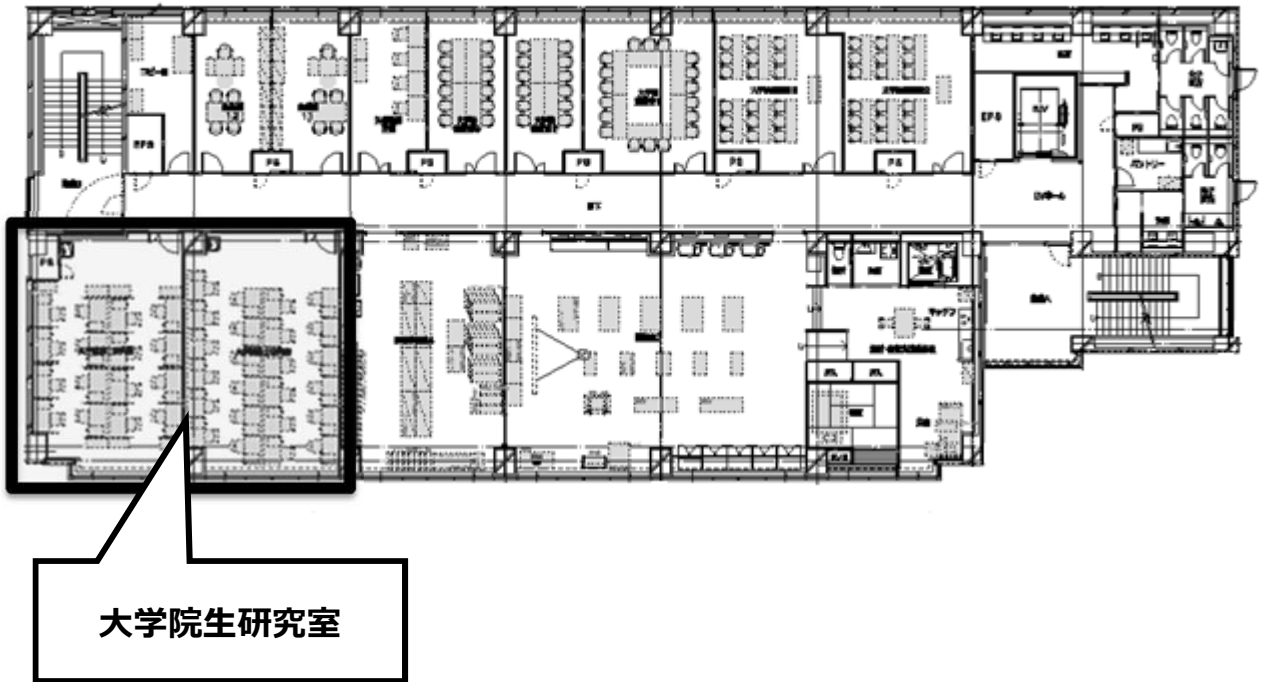
<) (▣ c \]•k"#\$

- ±

<) (▣ c \]•k"#\$

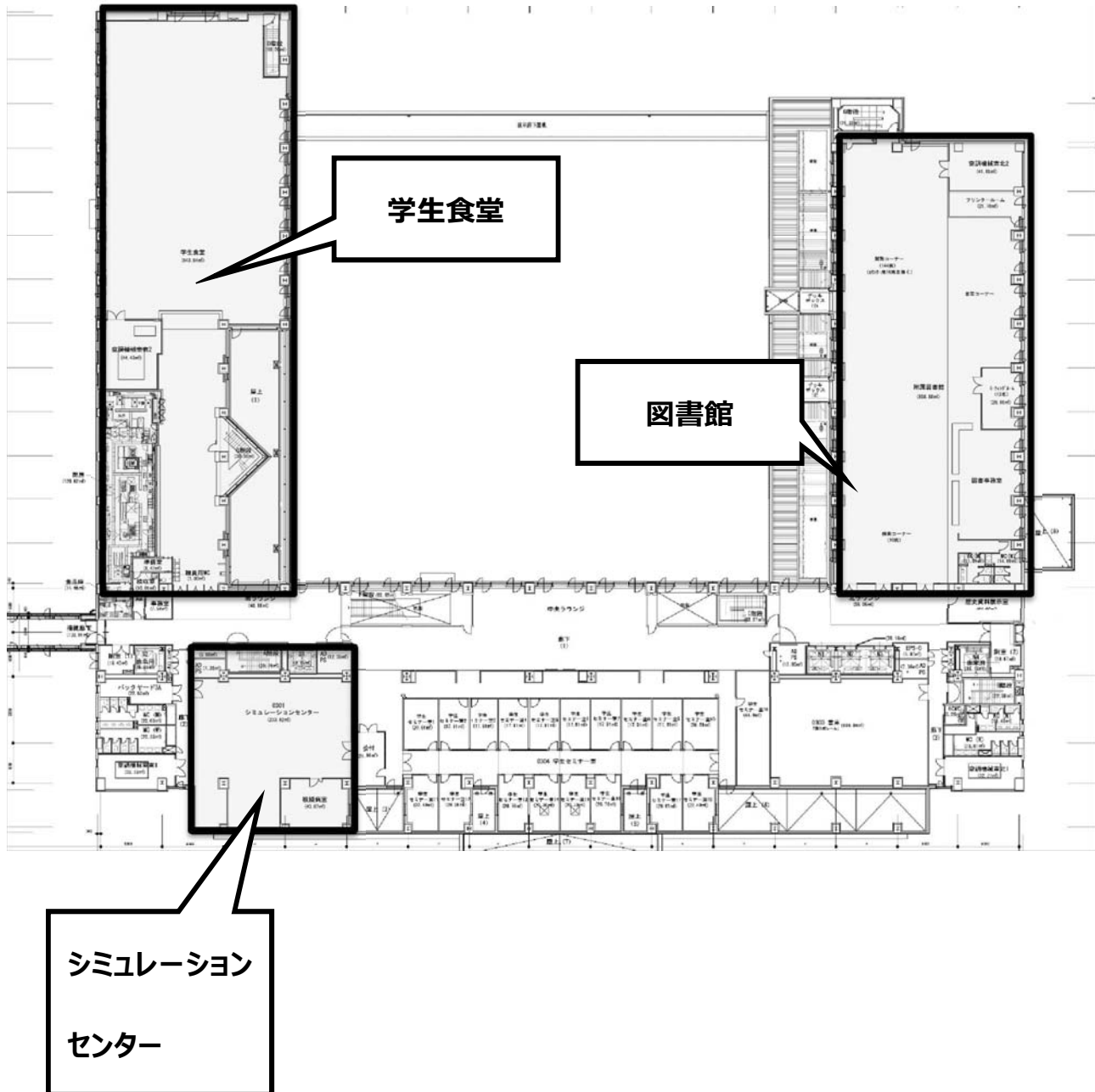
大学院生研究室（博士前期課程、博士後期課程）

看護学部棟 5階

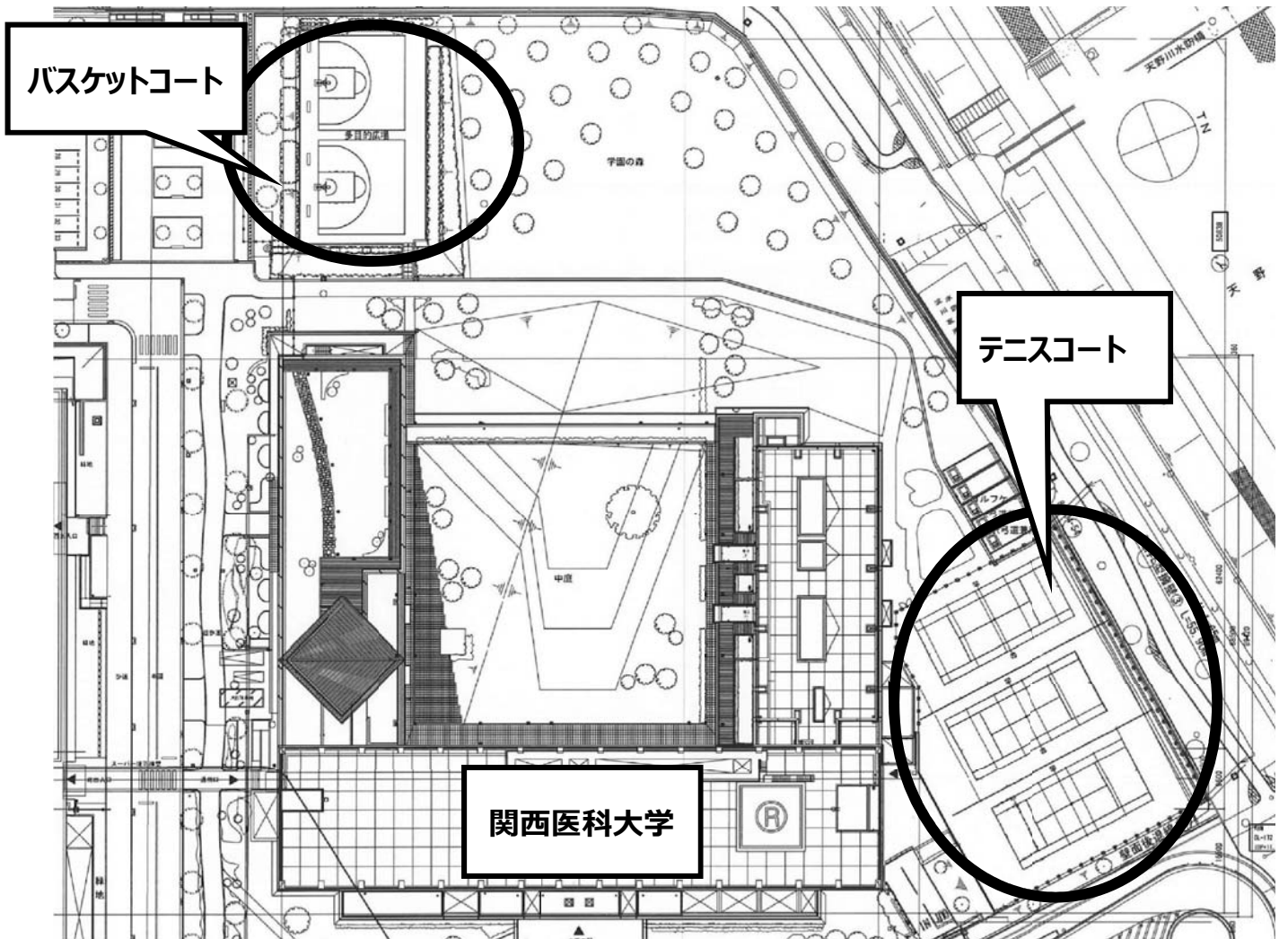


共有施設 医学部学舎 3階

(食堂、図書館本館、シミュレーションセンター)

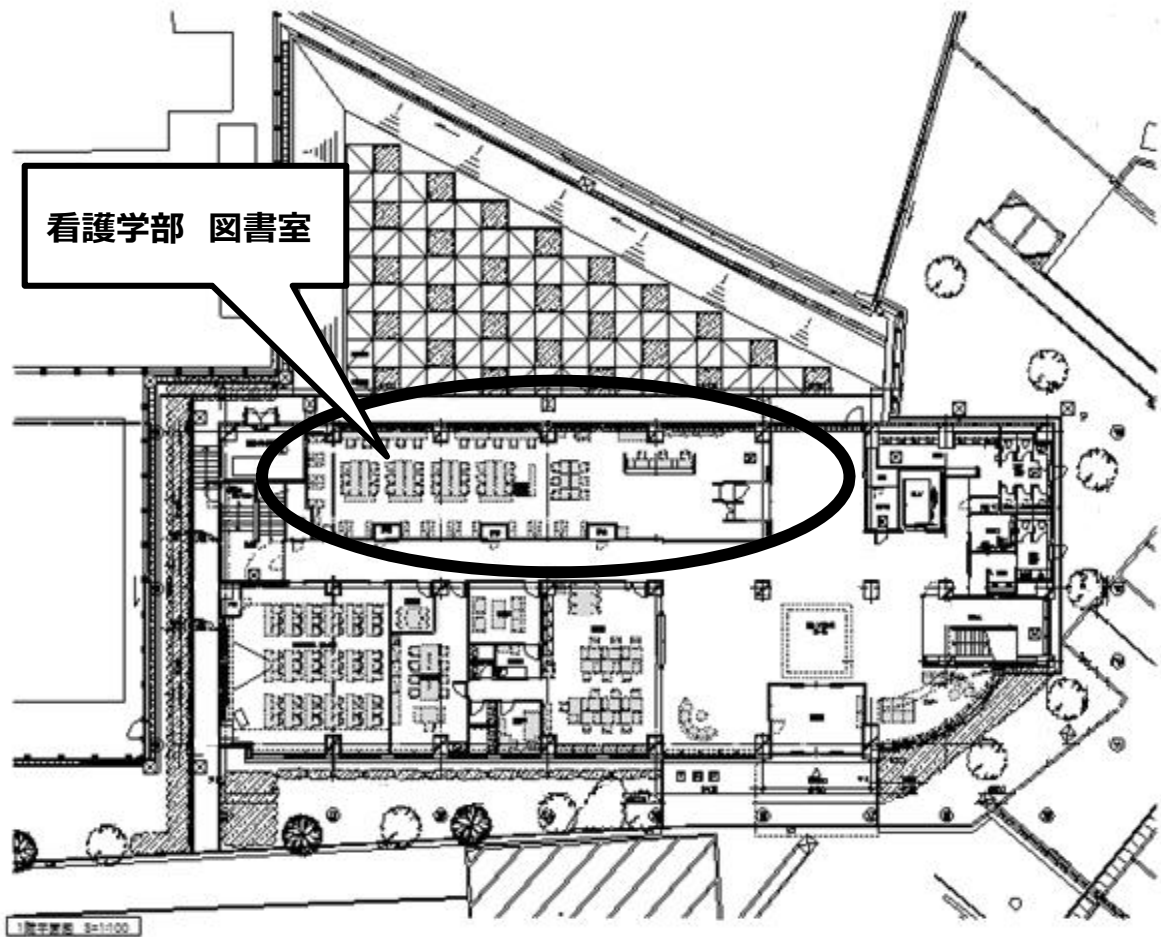


共有施設 (テニスコート、バスケットコート)



看護学部図書室 (席数 40 席)

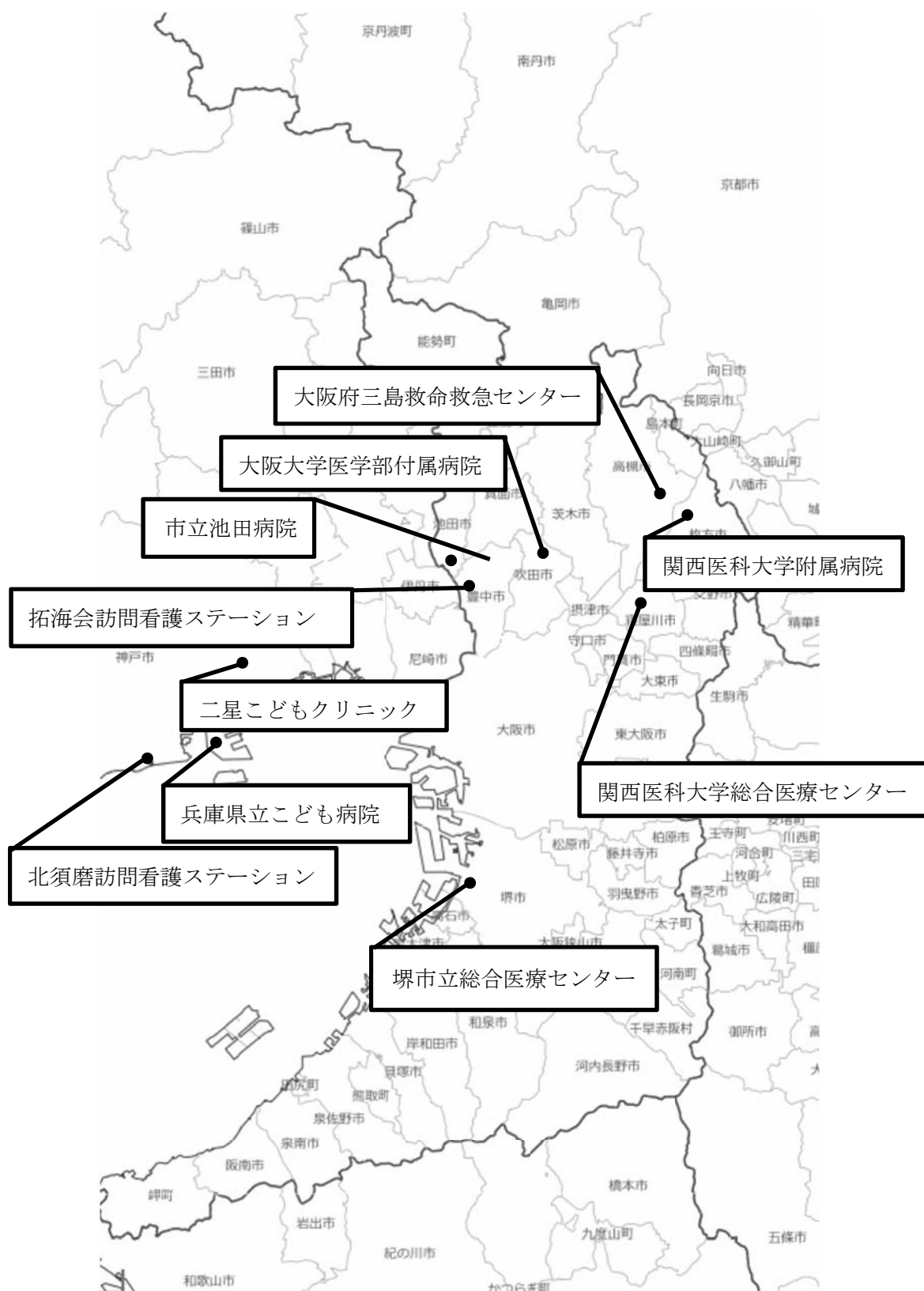
看護学部棟 1 階



実習受入承諾書 一覧

番号	実習施設名	所在地	実習科目名 (人数)
1	関西医科大学附属病院	大阪府枚方市新町2-3-1	こども高度看護学実習Ⅰ(2人)、こども高度看護学実習Ⅱ(2人)、こども高度看護学実習Ⅲ(2人)、在宅高度看護学実習Ⅰ(2人)、在宅高度看護学実習Ⅱ(2人)、在宅高度看護学実習Ⅲ(2人)、クリティカルケア看護学実習Ⅰ(2人)、クリティカルケア看護学実習Ⅱ(2人)、クリティカルケア看護学実習Ⅲ(2人)、看護実践教育実習Ⅱ(5人)、看護実践教育実習Ⅲ(5人)
2	関西医科大学総合医療センター	大阪府守口市文園町10-15	精神高度看護学実習Ⅰ(2人)、精神高度看護学実習Ⅱ(2人)、精神高度看護学実習Ⅲ(2人)、看護実践教育実習Ⅱ(5人)、看護実践教育実習Ⅲ(5人)
3	大阪府三島救命救急センター	高槻市南芥川町11-1	クリティカルケア看護学実習Ⅰ(2人)、クリティカルケア看護学実習Ⅱ(2人)、クリティカルケア看護学実習Ⅲ(2人)
4	大阪大学医学部附属病院	吹田市山田丘2-15	精神高度看護学実習Ⅰ(2人)、精神高度看護学実習Ⅱ(2人)、精神高度看護学実習Ⅲ(2人)
5	市立池田病院	大阪府池田市城南3-1-18	老年高度看護学実習Ⅰ(2人)、老年高度看護学実習Ⅱ(2人)、老年高度看護学実習Ⅲ(2人)
6	堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1丁1-1	慢性疾患看護学実習Ⅰ(2人)、慢性疾患看護学実習Ⅱ(2人)、慢性疾患看護学実習Ⅲ(2人)
7	兵庫県立こども病院	神戸市中央区港島南町1-6-7	こども高度看護学実習Ⅰ(2人)、こども高度看護学実習Ⅱ(2人)、こども高度看護学実習Ⅲ(2人)
8	二星こどもクリニック	神戸市東灘区御影2-16-15	こども高度看護学実習Ⅰ(2人)、こども高度看護学実習Ⅱ(2人)、こども高度看護学実習Ⅲ(2人)
9	拓海会訪問看護ステーション	豊中市山ノ上町2-3-101	在宅高度看護学実習Ⅰ(2人)、在宅高度看護学実習Ⅱ(2人)、在宅高度看護学実習Ⅲ(2人)
10	医療法人社団慈恵会 北須磨訪問看護・リハビリセンター	神戸市須磨区友が丘7-1-31	在宅高度看護学実習Ⅰ(2人)、在宅高度看護学実習Ⅱ(2人)、在宅高度看護学実習Ⅲ(2人)

高度実践看護師コース実習施設 (所在地)



臨地実習契約書（案）

＜実習受入施設＞（以下、甲という）と関西医科大学（以下、乙という）は、甲の施設において乙の学生の臨地実習を実施するにあたり、次のとおり契約を締結する。

（実習の実施）

第1条 甲は、甲の施設において、乙の学生の臨地実習の指導を委託し、甲はこれを受諾するものとする。

（実習内容）

第2条 実習科目、実習期間、実習場所、実習生の人数及び氏名については、別表に定める。

2 具体的な実習内容については、乙が定める教育課程に基づき、甲乙協議の上、調整するものとする。

（実習教育費）

第3条 乙は、甲に対し、実習教育費として、1日あたり実習生1人につき 円を甲に支払うものとする。

（損害賠償責任等）

第4条 実習中に実習生の故意または過失等により、甲または第三者に与えた損害に対し、乙は、当該損害の賠償責任を負うものとするとする。

（実習生の疾病及び傷害）

第5条 実習生の実習期間中における疾病及び傷害について、甲の故意または過失による場合を除き、乙が責任をもって対処するものとする。

（費用の負担）

第6条 実習期間中の交通費、食費、その他実習に関する費用は、乙、実習生及び指導者が負担する。

（遵守義務）

第9条 乙は、実習生に対し、甲の諸規則等を遵守し、甲の業務に支障を生じさせないように十分な指導、監督を行うものとする。

2 乙、実習生並びに指導者は、実習中に知り得た施設及び施設利用者個人に関する事項を他に漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

3 甲は、実習生及び指導者が、前2項の規定を遵守しない場合、若しくはそのおそれがある場合は、実習の受入れを中止することができる。

（契約期間）

第11条 契約期間は、平成 年 月 日から、平成 年 月 日までとする。

（補足）

第12条 この契約書に定めない事項または疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名の上、各1通保有する。

平成 年 月 日

甲

乙 大阪府枚方市新町二丁目5番1号
学校法人 関西医科大学
学長 友田 幸一

個人情報の保護に関する「説明文書」 (案)

本説明文書は、関西医科大学（以下、「本学」という）のカリキュラムとして行われる**病院等実習施設**における実習において本学学生が守るべき事項のうち、特に、実習の誠実な履行、実習に関連して本学学生が取得した個人情報、秘密及びプライバシー（以下、「個人情報等」という）の保護に関するものである。

1. 実習の誠実な履行

本学学生は、**病院等実習施設**の定める諸規則・心得等を遵守し、実習担当教員の指示に従って、実習を誠実に履行する。

2. 個人情報等

(1) 「個人情報の保護に関する法律」において、個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

(2) 個人情報等には、以下の情報等が含まれる。

①特定の患者あるいはその関係者が識別できる情報

(カルテ情報、処方箋、音声による情報、データ等を含む)

②病院等実習施設の特定の職員あるいはその関係者が識別できる情報

③特定の本学学生が識別できる情報

3. 個人情報等の適正管理

(1) 本学及び本学学生は、個人情報の保護に関する法律、本学が定める関西医科大学個人情報保護規程、**病院等実習施設**が定める個人情報保護及び機密保持に関する規程等に従って、個人情報等を適正に管理する。

(2) 個人情報等を記録した文書、パソコン、記憶媒体等を紛失あるいは盗難に遭わないように最大限に配慮し注意する。

(3) 以下に掲げる行為は個人情報等の適正管理を妨げるものであり、本学学生はこれらの行為を行ってはならない。

- ①個人情報等を実習先病院等の許可なしに、臨地実習契約書に定める実習を実施する以外の目的に使用すること
- ②実習先病院等の文書による許可なく個人情報等を第三者に提供すること
- ③個人情報等を実習先病院等の許可なしに、複製・複写すること
- ④個人情報等を実習先病院等の許可なしに、**病院等実習施設**の指定した場所以外へ持ち出すこと
- ⑤個人情報等を実習先病院等の許可なしに、廃棄すること
- ⑥個人情報等を実習先病院等の許可なしに、私有のパソコンで取り扱うこと
- ⑦個人情報等を、ファイル交換ソフトを入れたパソコンで取り扱うこと
- ⑧個人情報等を離席時あるいは退室時に、机上等に放置すること

(4) 本学学生は、実習の終了時に、**病院等実習施設**の指示に従い、実習の間に取得した個人情報等及び その複製物・複写等のすべてを、返還又は廃棄しなければならない。

(5) 本学学生は、実習の終了後においても、個人情報等の保護義務を負う。

4. 周知徹底の義務

本学は本学学生に対し、個人情報等の保護義務を履行するために、個人情報の取り扱いについて周知徹底しなければならない。

5. 誓約書の提出

本学学生は、以上の条項を理解したうえで、これを遵守する証として、「個人情報等の保護に関する誓約書」を提出する。

以 上

個人情報保護に関する誓約書（案）

関西医科大学学長 殿

1. 私は、関西医科大学大学生として、病院等実習施設において実習を行うにあたり、「個人情報等の保護に関する『説明文書』」の事項を十分に理解しましたので、これを遵守いたします。
2. 私は、病院等実習施設の定める諸規則・心得等を遵守し、実習指導者の指示に従って、実習を誠実に履行いたします。
3. 私は、実習の期間中はもちろん、その後においても、実習において知り得た個人情報等を第三者に漏えいいたしません。
4. 私は、私の故意又は過失により、病院等実習施設、その関係者、あるいは第三者に事故、器物 破損、個人情報等の漏えいその他の損害を与えた場合は、その賠償責任を負います。なお、大学が賠償を負担した場合は、大学の求償に応じます。

以上、誓約いたします。

平成 年 月 日

住 所 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

○ 関西医科大学大学院看護学研究科委員会規程（案）

（設置）

第1条 関西医科大学大学院看護学研究科に関する学事管理を行うため、本学に大学院看護学研究科委員会（以下「看護学研究科委員会」という。）をおく。

（組織）

第2条 看護学研究科委員会は、看護学研究科の指導教授をもつて組織する。

（招集及び成立）

第3条 看護学研究科委員会は、学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した委員が、その議長となる。

3 学長は、委員3名以上の要請があつたときは、看護学研究科委員会を招集しなければならない。

第4条 看護学研究科委員会は必要に応じて、随時開会するものとする。

第5条 看護学研究科委員会は、学長を除く委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。ただし、海外旅行中又は休職中の教授は、委員の数に算入しない。

（審議事項）

第6条 看護学研究科委員会は、次の事項を審議したうえ、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 看護学研究科長の選考に関する事項
- (2) 学則の制定、改廃に関する事項
- (3) 学生の休学、除籍に関する事項
- (4) 学生の表彰及び補導厚生並びに懲戒に関する事項
- (5) 試験に関する事項
- (6) 学位論文審査に関する事項
- (7) 教育課程に関する事項
- (8) その他研究科の教育研究に関する重要事項

2 看護学研究科委員会は前項に定めるもののほか、学長及び看護学研究科長の求めに応じ、学長等がつかさどる研究科の教育研究に関する事項について審議又は協議し、学長に意見を述べることができる。

（議決）

第7条 看護学研究科委員会の議事は、出席者の過半数の賛成をもつて看護学研究科委員会の意見とし、学長が決定するものとする。ただし、学位論文の審査においては、出席

者の3分の2以上の賛成を得ることを要する。

(その他)

第8条 看護学研究科委員会は、必要に応じ専門委員会を設けることができる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、看護学研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。